秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正することについて

秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する 条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年11月26日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスタ 一の作成に係る公費負担の限度額を引き上げるため、改正するものであります。 秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する 条例(平成5年秦野市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項本文中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第8条第2項中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日(次項において「施行日」という。)から施行する。 (適用区分)
- 2 この条例による改正後の秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

新

(公費によるビラ作成の範囲)

第6条 本市は、候補者が前条の規定による届出をしたときは、その届出に係る契約によりその候補者が作成事業者に支払うべき金額のうち、ビラ1枚当たりの作成単価(8円38銭を超えるときは、8円38銭)にそのビラの作成枚数を乗じて得た金額を、その作成事業者の請求によりその作成事業者に対して支払うものとする。ただし、法第93条第1項の規定によりその候補者の供託物が本市に帰属するときは、公費負担しないものとする。

2 (略)

(公費によるポスター作成の範囲)

第8条 (略)

2 前項本文の場合において、ポスター1枚当たりの作成単価が、 586円88銭に秦野市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和58年秦野市条例第6号)により設置するポスター掲示場(以下「掲示場」という。)の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超えるときは、単価の限度額とする。 旧

(公費によるビラ作成の範囲)

第6条 本市は、候補者が前条の規定による届出をしたときは、 その届出に係る契約によりその候補者が作成事業者に支払うべき金額のうち、ビラ1枚当たりの作成単価(<u>7円73銭</u>を超えるときは、<u>7円73銭</u>)にそのビラの作成枚数を乗じて得た金額を、その作成事業者の請求によりその作成事業者に対して支払うものとする。ただし、法第93条第1項の規定によりその候補者の供託物が本市に帰属するときは、公費負担しないものとする。

2 (略)

(公費によるポスター作成の範囲)

第8条 (略)

2 前項本文の場合において、ポスター1枚当たりの作成単価が、 541円31銭に秦野市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和58年秦野市条例第6号)により設置するポスター掲示場(以下「掲示場」という。)の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超えるときは、単価の限度額とする。 3 (略)

附 則
(施行期日)
1 この条例は、公布の日(次項において「施行日」という。)
から施行する。
(適用区分)
2 この条例による改正後の秦野市の議会の議員及び長の選挙に
おける選挙運動費用の公費負担に関する条例の規定は、施行日
以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前ま
でにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によ
る。

秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正することについて(改正要旨)

1 改正の趣旨

公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第200号)が令和7年6月4日公布、同日施行され、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、その額に準じて、秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例に規定する限度額についても所要の改正をするものです。

2 改正の内容

選挙運動	区分	改正単価	現行単価	備考
ビラ作成	一枚当たり	8円38銭	7円73銭	議員選挙は 4,000枚、 市長選挙は 16,000枚まで
ポスター	一枚当たり	586円88銭	541円31銭	市内269か所
作成	企 画 費	変更なし	316,250円	

3 前回の改正

- (1) 時期 令和4年12月
- (2) 理由 公職選挙法施行令の一部改正に伴うもの

4 施行日

公布の日

※ 施行日以後にその期日を告示される選挙について適用